

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、生活保護関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	無
------	---

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和8年7月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護関連事務
②事務の概要	1 生活保護法による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務。 特定個人情報保護ファイルは、生活保護法及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)の規定に従い、以下の事務で収集及び提供を行う。 ※(特定個人情報ファイルに係る事務) ①生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に 関する事務 ④生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤生活保護法第二十九条第一項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥生活保護法第五十五条の四第一項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実 に ついての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦生活保護法第五十五条の五第一項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実 に ついての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧生活保護法第五十五条の八第一項の被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨生活保護法第六十三条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収(同法第七十八 条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務 ⑪外国人に対する生活保護に関し、①～⑩に関する事務の規定に準じて行う事務
③システムの名称	生活保護システム、宛名管理システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 1 番号法第9条第1項 第2項 別表第一第15項 2 番号法第9条第1項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 3 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル 庁・総務省令第8号)表第1項 4 土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--

②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第2の26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号)【情報提供】番号法第19条第7号 別表第2の9の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第8条第1号及び第2号), 10の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第9条第1号, 第2号及び第3号), 14の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第11条), 16の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条第1号, 第2号, 第3号及び第4号), 24の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第17条), 26の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号), 27の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第20条第4号, 5号, 6号, 7号, 9号及び10号), 28の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第21条第1号, 第4号, 第5号, 第7号, 第8号及び第9号), 30の項, 31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第22条第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第7号, 第9号及び第10号), 50の項, 54の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第28条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第7号, 第8号及び第9号), 61の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第32条第1号及び第2号), 62の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第33条), 64の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第35条), 70の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第39条), 87の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号, 第2号, 第3号, 第4号及び第5号), 90の項, 94の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第47条第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号, 第10号, 第11号), 104の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第52条), 106の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第53条第1号, 第2号及び第3号), 108の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第55条第1号, 第2号, 第3号及び第4号), 116の項, 120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	土浦市 保健福祉部 社会福祉課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のような典型的なリスク対策を実施することなどにより、事務・サービス又はシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている。 ① ユーザ認証の管理を行っている。 ② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ③ アクセス権限の管理を行っている。 ④ 特定個人情報の使用の記録、分析(改ざん等の防止に係る対策を含む。)を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月2日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 宇都野 和司	社会福祉課長 川村 正明	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
平成27年9月24日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	茨城県土浦市下高津1-20-35	茨城県土浦市大和町9-1	事後	請求先住所の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成27年9月24日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	茨城県土浦市下高津1-20-35	茨城県土浦市大和町9-1	事後	連絡先住所の変更によるもので重要な変更にあたらない
平成27年11月13日	個人番号の利用法令上の根拠		別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条, 番号法第9条第2項に基づく条例	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
平成27年11月13日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠		別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第8, 9, 11, 12, 17, 19, 20, 21, 22, 28, 32,	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
平成29年4月3日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 川村 正明	社会福祉課長 長谷川 雄一	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和1年6月30日	評価実施機関における担当部署	社会福祉課長 長谷川 雄一	社会福祉課長	事後	表記の変更によるもので重要な変更にあたらない
令和1年6月30日	IV リスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	主務省令の改正によるもので重要な変更にあたらない
	I 関連情報 IV リスク対策	項目なし	新様式への変更に伴う項目の追加	事後	基礎項目評価書様式改正
令和8年7月28日	1②事務の概要及び3. 個人番号の利用の法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号及び第7号)番号法第9条第2項に基づく条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 1 番号法第9条第1項 第2項 別表第一第15項 2 番号法第9条第1項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 3 番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表第1項 4 土浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	主務省令の記載変更によるもので重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明